大阪府在宅難病患者一時入院事業について

１　目的

　　　在宅で療養されている難病の方が、介護されている方の病気等の理由により、緊急的に介護が受けられなくなった場合、大阪府が指定している医療機関に一時的に入院することができる制度です。

２　対象となる方{下記の１）～５）のすべてを満たしている方です。}

１）難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）第７条第４項に規定する特定医療費（指定難病）受給者証（大阪府、大阪市、堺市発行分）又は、特定疾患医療受給者証（大阪府発行分）の所持者のうち在宅療養者

２）難病法第５条第１項に規定する指定難病又は特定疾患治療研究事業の対象疾患による、人工呼吸器利用者又は気管切開実施者

３）家族等の介護者の疾病・体調不良・事故等の事由により、緊急的に介護が必要となった者

４）各種制度による施設の利用や日ごろ利用している医療機関での受け入れが困難な者

５）本事業の登録者（本事業による一時入院を希望される際に、受入施設との調整等が円滑に行える様、事前に「大阪府在宅難病患者一時入院事業　登録申出書（様式１）」にて登録していただきます。）

３　入院期間

　　　原則７日以内です。

４　入院費用

指定難病や特定疾患以外の入院と同様に、医療保険の自己負担分（食事療養費も含みます。）と保険適用外の費用をお支払いいただきます。（なお、指定難病や特定疾患の治療のための入院ではありませんので、「特定医療費（指定難病）受給者証」や「特定疾患医療受給者証」は利用できません。「重度身体障がい者医療証」や「老人医療（一部負担金相当額等一部助成）医療証」を所持されている方は、利用していただけます。）

５　申込方法等

　１）この事業の利用の為にはあらかじめ登録が必要です。（申請者は「大阪府在宅難病患者一時入院事業 登録申出書(様式１)＊」を「９ 登録先」までお送りください。）

２）申請に基づき、登録を行います。登録の通知については、申請者宛に送ります。

３）登録後に一時入院を希望される場合は、大阪難病医療情報センターに直接電話連絡を行ってください。

受入施設の調整については、大阪難病医療情報センターの難病医療コーディネーターが行います。

４）この事業の利用をはじめ難病の方の療養の相談は、住所地の保健所（大阪市は保健福祉センター、堺市は保健所保健医療課又は保健センター、東大阪市は保健センター）、あるいは大阪難病医療情報センターにご相談ください。（「11　ご相談先」を参照）

＊「登録申出書(様式１)」の用紙は、大阪府ホームページ（http://www.pref.osaka.lg.jp/）からダウンロードしていただくことができます。また、住所地の保健所等（「11　ご相談先」を参照）、大阪難病医療情報センターにも置いています。

６　入院先

　　　入院医療機関の調整は、大阪難病医療情報センターの難病医療コーディネーターが行います。緊急的な調整となりますので、入院先の指定はできません。また、諸事情により、入院先の確保ができない場合もありますことを予めご了承ください。

７　入院中の療養

　　　受入施設の医療・看護体制の中での療養生活となります。また、緊急的な一時入院となりますので、ご自宅で介護を受けられているように療養いただくことは難しい場合がありますことを、予めご了承ください。

８　入院期間の延長

介護者の状況により、入院期間の延長が必要な場合は、大阪難病医療情報センターに連絡してください。難病医療コーディネーターが延長を希望する理由の確認を行い、入院の延長（７日以内を基本とする）の調整を行います。（申請者は、「大阪府在宅難病患者一時入院事業　入院期間延長の調整申込書（様式５）」を「10　調整依頼先」までご提出ください。）

９　登録先

　　　大阪府健康医療部 保健医療室地域保健課 疾病対策・援護グループ　（電話　０６－６９４１－０３５１）

（〒５４０-８５７０　大阪市中央区大手前２－１－２２）

10　調整依頼先

　　　大阪難病医療情報センター　　（電話　０６－６６９４－８８１６）

　　（〒５５８-８５５８　大阪市住吉区万代東３－１－５６　大阪急性期・総合医療センター３階）

11　ご相談先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **大阪難病医療情報センター**（06-6694-8816） | | | |
| **大阪府の保健所** | | | |
| 池田市、箕面市、豊能町、能勢町  大阪府池田保健所 | 072-751-2990 | 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村  大阪府富田林保健所 | 0721-23-2683 |
| 茨木市、摂津市、島本町  大阪府茨木保健所 | 072-624-4668 | 和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町  大阪府和泉保健所 | 0725-41-1342 |
| 守口市、門真市  大阪府守口保健所 | 06-6993-3131 | 岸和田市、貝塚市  大阪府岸和田保健所 | 072-422-6071 |
| 四條畷市、交野市、大東市  大阪府四條畷保健所 | 072-878-1021 | 泉佐野市、阪南市、泉南市、熊取町、田尻町、岬町  大阪府泉佐野保健所 | 072-462-7703 |
| 藤井寺市、羽曳野市、松原市、柏原市  大阪府藤井寺保健所 | 072-955-4181 |  | |
| **大阪市保健所**（06-6647-0923） | | | |
| 北区保健福祉センター | 06-6313-9882 | 東淀川区保健福祉センター | 06-4809-9882 |
| 都島区保健福祉センター | 06-6882-9857 | 東成区保健福祉センター | 06-6977-9882 |
| 福島区保健福祉センター | 06-6464-9857 | 生野区保健福祉センター | 06-6715-9857 |
| 此花区保健福祉センター | 06-6466-9857 | 旭区保健福祉センター | 06-6957-9857 |
| 中央区保健福祉センター | 06-6267-9857 | 城東区保健福祉センター | 06-6930-9857 |
| 西区保健福祉センター | 06-6532-9857 | 鶴見区保健福祉センター | 06-6915-9857 |
| 港区保健福祉センター | 06-6576-9857 | 阿倍野区保健福祉センター | 06-6622-9857 |
| 大正区保健福祉センター | 06-4394-9882 | 住之江区保健福祉センター | 06-6682-9857 |
| 天王寺区保健福祉センター | 06-6774-9882 | 住吉区保健福祉センター | 06-6694-9882 |
| 浪速区保健福祉センター | 06-6647-9882 | 東住吉区保健福祉センター | 06-4399-9857 |
| 西淀川区保健福祉センター | 06-6478-9954 | 平野区保健福祉センター | 06-4302-9857 |
| 淀川区保健福祉センター | 06-6308-9882 | 西成区保健福祉センター | 06-6659-9882 |
| **堺市保健所保健医療課**（072-228-7582） | | | |
| 堺保健センター | 072-238-0123 | 西保健センター | 072-271-2012 |
| ちぬが丘保健センター | 072-241-6484 | 南保健センター | 072-293-1222 |
| 中保健センター | 072-270-8100 | 北保健センター | 072-258-6600 |
| 東保健センター | 072-287-8120 | 美原保健センター | 072-362-8681 |
| **東大阪市保健所**（072-960-3802） | | | |
| 西保健センター | 06-6788-0085 | 東保健センター | 072-982-2603 |
| 中保健センター | 072-965-6411 |  | |
| **高槻市保健所**（072-661-9332） | | **八尾市保健所**（072-994-6644） | |
| **豊中市保健所**（06-6152-7346） | | **寝屋川市保健所**（072-812-2361） | |
| **枚方市保健所**（072-807-7625） | | **吹田市保健所**（06-6339-222７） | |

12　本事業についての問い合わせ先

大阪府健康医療部 保健医療室 地域保健課 疾病対策・援護グループ

（〒５４０-８５７０　大阪市中央区大手前２－１－２２／電話　０６－６９４１－０３５１）